

## 健全化判断比率等の公表について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されました。

この財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設けるとともに、その比率に応じて財政の早期健全化や財政の再生など必要な措置を講ずる制度を定めることにより、地方公共団体の財政の健全化を高めることを目的としており、同法第 3 条第 1 項において、地方公共団体の長に対し、一般会計等における「健全化判断比率」（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業会計における「資金不足比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することを義務づけています。

また、健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は経営健全化計画を策定しなければなりません。

以下、川棚町の平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率についてお知らせします。

### 川棚町の財政状況について

健全化判断比率のうち、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は、全会計とも実質収支が黒字であったため、公表する数字はなく、「－」と表示しています。

③実質公債費比率は、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 ヶ年平均の数値ですが、これを各年度の単年度の数値で見ると、平成 19 年度 17.2%、平成 20 年度 17.1%、平成 21 年度 15.3%となっており、平成 16 年度から借入金を抑制してきた結果、実質公債費比率が減少を示しており、当面の間、早期健全化基準（25%）に達することはないと思われま

す。④将来負担比率は、東彼地区保健福祉組合（最終処分場建設事業）の公債費の負担見込額や職員の退職手当支給見込額等を加え 107.2%となっています。本町には公立病院事業や第三セクター等がないことから、早期健全化基準（350%）に達することはないと思われま

す。資金不足比率は、三会計とも資金不足が生じていないため、経営健全化基準内となっています。

## 健全化判断比率

21年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	説明
① 実質赤字比率 — (△4.20%)	15%	20%	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合 $\Delta 152,552 \text{ 千円} \div 3,623,901 \text{ 千円} \times 100$ $= \Delta 4.20\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎一般会計等の黒字額 152,552 千円 ◎標準財政規模 3,623,901 千円
② 連結実質赤字比率 — (△20.18%)	20%	40%  ※経過措置 22年度まで 40% 23年度 35% 24年度以降 30%	全会計(企業会計含む)の実質赤字の標準財政規模に対する割合 $\Delta 731,428 \text{ 千円} \div 3,623,901 \text{ 千円} \times 100$ $= \Delta 20.18\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎全会計の黒字額 一般会計等 152,552 千円 国民健康保険事業特別会計 38,276 千円 老人保健特別会計 1,187 千円 介護保険事業特別会計 43,001 千円 後期高齢者医療特別会計 800 千円 簡易水道事業特別会計 201 千円 公共下水道事業特別会計 7,584 千円 水道事業会計 487,827 千円
③ 実質公債費比率 16.5%	25%	35%	一般会計等が負担する公債費の元利償還金等の標準財政規模に対する割合(3ヵ年平均) $451,267 \text{ 千円} \div 2,946,533 \text{ 千円} \times 100$ $= 15.31\%$ (21年度) 19年度 17.20% 20年度 17.05% ◎公債費の元利償還均等—交付税措置額 = 451,267 千円 ◎標準財政規模—交付税措置額 = 2,946,533 千円
④ 将来負担比率 107.2%	350%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合 $3,160,200 \text{ 千円} \div 2,946,533 \text{ 千円} \times 100$ $= 107.2\%$ ◎将来負担額—(充当可能基金額+充当可能特定歳入額+交付税措置見込額) 3,160,200 千円 ◎標準財政規模—交付税措置見込額 2,946,533 千円

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示しています。

## 資金不足比率

会計名	21年度決算	経営健全化基準	説明
簡易水道事業特別会計	— (△16.5%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\Delta 201 \text{ 千円} \div 1,220 \text{ 千円} \times 100$ $= \Delta 16.5\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎資金剰余額 201 千円 ◎事業の規模 1,220 千円
公共下水道事業特別会計	— (△6.0%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\Delta 7,584 \text{ 千円} \div 126,817 \text{ 千円} \times 100$ $= \Delta 6.0\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎資金剰余額 7,584 千円 ◎事業の規模 126,817 千円
水道事業会計	— (△163.9%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\Delta 487,827 \text{ 千円} \div 297,567 \text{ 千円} \times 100$ $= \Delta 163.9\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎資金剰余額 487,827 千円 ◎事業の規模 297,567 千円

※ 黒字のため「—」で表示しています。